

太陽光発電設備に係る固定資産税について

これまで、固定価格買取制度の対象として経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されてきました。

平成28年度税制改正により、特例の対象となる資産が次のとおり変更されていますので、太陽光発電設備の所有者の方は確認の上、申告していただきますようお願いいたします。

◆固定価格買取制度の認定を受けて取得した発電設備は特例の対象外

◆再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けている発電設備が対象
特例の適用を受ける場合は申告書と併せて下記の添付書類を提出する必要があります。

<特例対象資産と特例の内容>

取得時期	平成24年5月29日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 令和元年3月31日
対象資産	固定価格買取制度の対象として、経済産業大臣の認定を受けた発電設備	自家消費型のもの (再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得したものに限る)	自家消費型のもの (再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得したものに限る)
特例の内容	最初の3年間 課税標準額を3分の2に軽減	最初の3年間 課税標準額を3分の2に軽減	出力1,000kW未満: 最初の3年間課税標準額を3分の2に軽減 出力1,000kW以上: 最初の3年間課税標準額を4分の3に軽減 ※
添付書類	①再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し(経済産業省発行) ②電力需給契約の御案内(電気事業者発行)	①再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し (一般社団法人環境共創イニシアチブ発行) ②電力需給契約の御案内(電気事業者発行)	①再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し (一般社団法人環境共創イニシアチブ発行) ②電力需給契約の御案内(電気事業者発行)

※平成30年4月1日以降に取得したものは、発電の出力により適用される特例割合が異なります。